

税制措置？

法人税？

消費税？

誰でもわかる！！

生活衛生営業の税制

相続税？

固定資産税？

公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター

はじめに

「税制」は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすくまとめ、生衛業の皆様にご利用いただくため冊子を作成いたしました。

本書は、平成26年度税制改正をもとにした改訂版を作成いたしました。

生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご利用いただくなり、顧問税理士への相談の際にご利用いただければ幸いです。

なお、本書は平成26年11月時点の法律等から作成していますので最新情報、不明な点、詳細につきましては、顧問税理士など、専門家にご確認いただければと思います。

平成26年11月

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修
尾上正典

●参考文献
「新くらしの税金百科2014→2015」(清文社)

目次

はじめに	3
------------	---

税金のアウトライン

1 税金の仕組み	6
2 会社が納めなければならないおもな税金	8
3 法人税額の算出法	10
4 法人税以外の諸税の算出法	11

法人税

5 決算利益と課税所得	12
6 課税所得の計算	13
7 売上原価	14
8 役員給与	15
9 交際費	16
① 交際費の損金不算入	16
② 飲食費の5,000円以下は損金算入可能	17
10 少額減価償却資産の損金算入	18
11 中小企業投資促進税制	19
12 欠損金の繰越控除	20
13 欠損金の繰戻し還付	21

消費税

14	消費税とは	22
	①消費税の仕組み	22
	②非課税取引等	23
	③免税事業者	23
15	消費税率の引き上げに伴う経過措置	24
16	消費税の還付	25
17	消費税の簡易課税方式	26

相続税

18	改正相続税	28
----	-------	----

固定資産税

19	固定資産税	30
----	-------	----

生衛業に関する税制措置

20	生衛業に関する税制措置	31
	◎公害防止用設備に係る特別償却	31
	◎共同利用施設に係る特別償却	31

1

税金の仕組み——税金を分類する

税金の分類方法はいくつかあります。ここでは、国税（国に納める税金）と地方税（都道府県や市区町村に納める税金）に分けます。

国に納める税金（国税）

所得税

個人が所得に応じて負担する税金。

法人税

会社などの法人が所得に応じて負担する税金。

相続税

死亡した人から財産を相続した人が、財産の評価額に応じて負担する税金。

贈与税

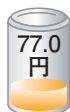
個人から財産を無償でもらった人が、財産の評価額に応じて負担する税金。

消費税

商品の購入やサービスの提供などの取引に対してかかる税金。

酒税

清酒、ビール、ワインなどの代金に含まれている税金。



350mlあたり
ビール



350mlあたり
発泡酒



350mlあたり
ビール風酒類



720mlあたり
清酒



720mlあたり
果実酒

その他

印紙税、登録免許税、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、関税、たばこ税など。

都道府県に納める税金（地方税）

道府県民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

自動車税

自動車を所有している法人や個人が負担する税金。

事業税

事業を営んでいる法人や個人が所得などに応じて負担する税金。

不動産取得税

土地や建物を取得したときに負担する税金。

その他

地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税（都が独自に課税）など。

市区町村に納める税金（地方税）

市町村民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

軽自動車税

軽自動車などを所有している法人や個人が負担する税金。

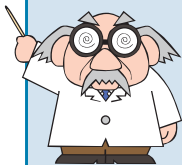
固定資産税

土地や建物および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金。

その他

国民健康保険税、事業所税、入湯税、都市計画税など。

Point!



- 国に納める税金が → **国税**
- 県や市に納める税金が → **地方税**
- 税金を直接負担するのが → **直接税**
- 品物などの代金に含まれているのが → **間接税**

2

会社が納めなければならないおもな税金

(1) 会社の所得にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①法人税	会社の所得(a)	P10参照
②道府県民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 5\% + \text{均等割}$
③市町村民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 12.3\% + \text{均等割}$
④法人事業税	会社の所得(a)	$(a) \times (2.7 \sim 5.3\%)$
⑤地方法人特別税	法人事業税額(c)	$(c) \times 81\%$

*②および③の税率は標準税率で、自治体・企業規模によって異なる場合があります。

Advice

均等割



法人税、法人住民税および法人事業税ならびに地方法人特別税は、所得にかかる税金なので、赤字申告の場合には税金は発生しませんが、法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

(2) 資産の保有にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①固定資産税	土地、家屋、償却資産の評価額(a)	$(a) \times 1.4\%$
②都市計画税	市街化区域に所在する土地、建物の固定資産税評価額(b)	$(b) \times 0.3\%$

*固定資産税の対象となる償却資産を有する法人は、毎年1月1日現在における償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市区町村長に申告する必要があります。

*土地については調整措置等があります。

(3) 取引にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①消費税	資産の取引額(a)	$(a) \times 8\%$ (うち1.7%は地方消費税)
②印紙税	課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
③登録免許税	土地建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

*②の税金は印紙を貼付して消印することで納付とし、③の税金は登記所で納付します。

3

法人税額の算出法

【法人税額の算式】

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率}^{\ast} = \text{法人税額}$$

※法人税率 —— 資本金1億円以下の中小法人の場合

年800万円以下の課税所得 15%

年800万円超の課税所得 25.5%

【復興特別法人税額の算式】

$$\text{法人税額} \times 10\% = \text{復興特別法人税額}$$

上記の法人税率及び復興特別法人税については、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

【地方法人税の算式】

$$\text{法人税額} \times 4.4\%$$

上記地方法人税については、平成26年10月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

合わせて法人住民税の税率が4.4%引き下げられています。(右頁4)の()内

4

法人税以外の諸税の算出法

【法人税以外の諸税の税率】

税 目	法人道府県民税	法人市町村民税	法人事業税
税率	5.0%※ ¹ (3.2%)	12.3%※ ¹ (9.7%)	2.7%※ ²
課税所得に対する税率	1.27% (0.81%)	3.13% (2.47%)	

※1 法人税割の標準税率。これ以外に法人の規模に応じた均等割があります（下記参照）。

※2 資本金1億円以下の法人で年間の課税所得が400万円以下の部分にかかる税率。

Caution!

法人住民税の税率は、課税所得ではなく、法人税額に乘ずるものと定められている点には注意が必要です。上記のように法人市町村民税であれば、その税率12.3%を法人税率25.5%に乘ずることによって課税所得に対する税率が定められます。

Example

① **都道府県民税** 法人税額の5%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区分	均等割（年額）
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	13万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	5万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円

（注）自治体によっては、標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。

② **市町村民税** 法人税額の12.3%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区 分	市町村内の従業者数	均等割（年額）
資本金等の額が 1億円超10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が 1,000万円超1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が 1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

（注）自治体によっては標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。



5

決算利益と課税所得

課税所得：法人税の申告は確定決算に基づいて行われることになっています。決算によって算出された利益（決算利益）に対してストレートに課税されるのではなく、決算利益を基に税法で定める必要な調整を行って、課税の対象となる利益（課税所得）を計算することとされています。

【その理由】

課税の公平を確保するためと租税政策上の必要性から、法人税法が独自の考え方を持ち込んでいることによるためです（申告調整）。

Advice 会社決算上の収益と費用・損失



決算利益は会社決算上の収益から費用・損失を引いたものという考え方になります。

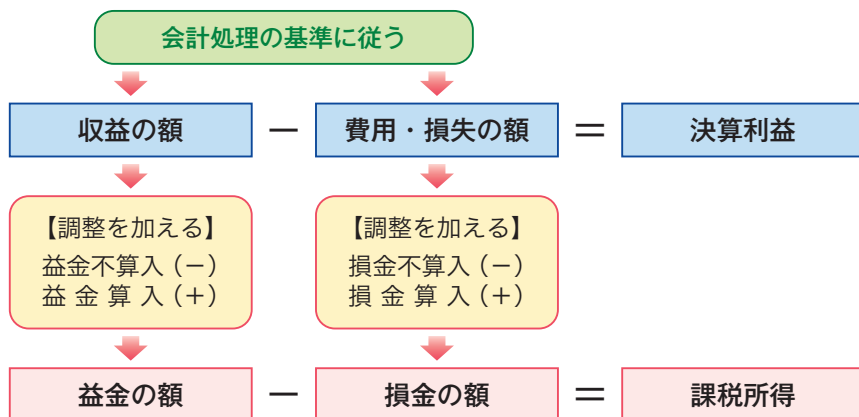
税法では、収益に対する用語として「益金」、原価・費用・損失に対応する用語として「損金」を使用します。

収 益		費 用 ・ 損 失		決 算 利 益
・ 売上高 ・ 有価証券の売却収入 ・ 固定資産の売却収入 ・ 受取利息 ・ 受取配当 など	—	・ 売上原価 ・ 役員給与、従業員給与 ・ 法定福利費、福利厚生費 ・ 旅費交通費、通信費 ・ 広告宣伝費、交際費 ・ 減価償却費、租税公課 ・ 消耗品費 ・ 支払利息 など	=	

6

課税所得の計算

課税所得は、益金の額から損金の額を控除した金額とされています。益金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算した収益の額に、法人税独自の考え方で調整を加えたものです。また、損金の額も同様に、費用・損失の額に調整を加えたものです。



Advice

法人税独自の考え方による益金不算入・算入、損金不算入・算入



- ・ 益金不算入……受取配当金など
- ・ 益金算入……特定の受贈益など
- ・ 損金不算入……適格要件を満たさない役員給与・過大役員給与、交際費など
- ・ 損金算入……各種所得の特別控除、繰越欠損金など

課税所得は決算利益とは別に存在するものではなく、企業会計上の収益の額と費用・損失の額を基礎としています。これに法人税独自の考え方で調整を加え、計算されるのです。

7

売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

- ◎物品販売業 ⇒ 販売した商品の仕入高など
- ◎製造業 ⇒ 販売した製品を製造するために要した材料費、製造ラインの人員の賃金、製造機器や工場運営にかかった経費など
- ◎サービス業 ⇒ サービスを行う人員の人件費（歩合給）など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらい利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。

仕入れた商品の金額

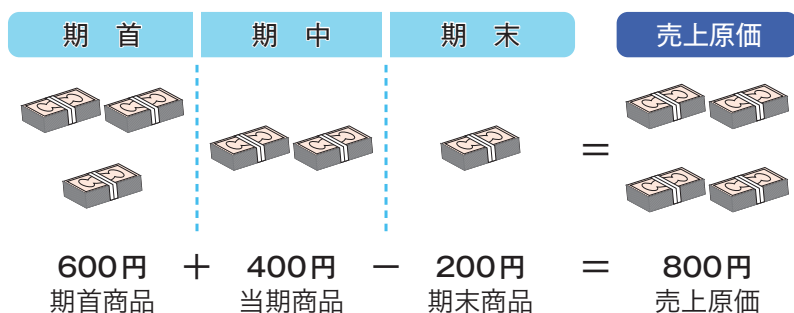
期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高

売れなかった商品の金額

期末商品棚卸高

－

Example



8

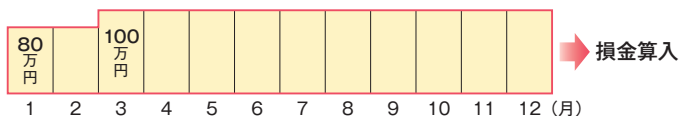
役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

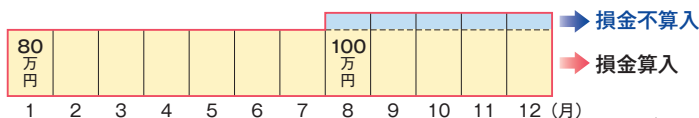
役員給与の分類			適正部分	過大部分
			※	
定期的給与	定期同額給与	支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの	○	×
臨時的給与	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めにもとづいて支給する給与で、所轄税務署にその定めの内容に関する届出をしているもの	△	
	利益連動給与	非同族会社の業務執行役員に利益に関する指標を基礎として算定される給与		
	退職給与	退職を事由として支給される給与	○	

※ ○：損金算入可能、△：所定の条件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入

Example



* 事業年度当初に遡り、差額(20万円×2ヶ月=40万円)を支給した場合は当該差額は損金不算入



従来、いわゆる役員賞与（＝損金不算入）といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期（たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期）にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続をとることを条件に、損金算入が認められます。



9

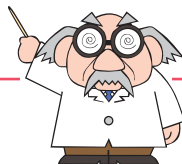
交際費

① 交際費の損金不算入

交際費は、販売促進等のために必要な経費と考えることができますが、原則として損金不算入とされています。ただし平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度においては、交際費のうち接待飲食費（社内接待費を除く）の100分の50に相当する金額は、損金算入となります。また、同期間においては、中小規模の会社に限り、年間800万円※までの損金算入が認められています。

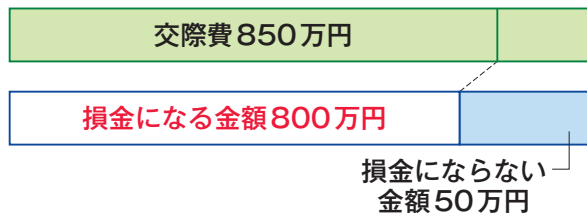
※平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

Example

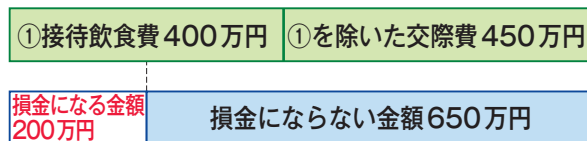


1事業年度に交際費を850万円使った場合

資本金
1億円以下



資本金
1億円超



② 飲食費の5,000円以下は損金算入可能

飲食費については、1人当たり5,000円以下は原則損金不算入の対象となる交際費から除外されます。しかし、社内における役職員間の飲食費は1人当たり5,000円以下であっても除外されません。また、この5,000円以下という基準は控除額ではなく免税点という位置づけです。

【留意点】

1人当たり6,000円の飲食費となった場合は、5,000円との差額の1,000円ではなく、6,000円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に関係する者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他参考になる事項。



年 月 日			平成 年 月 日		
飲 食 店 名					
住 所					
参 加 者	会社名				
	役職氏名				
参 加 人 数 合 計			人		
金 額		税抜き	円 (税込み	円)	
1 人 当 たり 金 額		税抜き	円 (税込み	円)	
飲食の目的(話題など)					

交際費になる！

	主な交際費	除 外
1	会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など	従業員に対して、おおむね一律に社内を提供される程度の通常の飲食費用や宴会などの費用は除外
2	得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用	従業員やその家族、元従業員に対して社内の規定で支給されるものは除外
3	代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用	
4	その他の接待費用	

交際費にならない！

1	会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用
2	タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用
3	新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用
4	従業員の慰安のために行われる旅行などのために通常必要となる費用

10

少額減価償却資産の損金算入

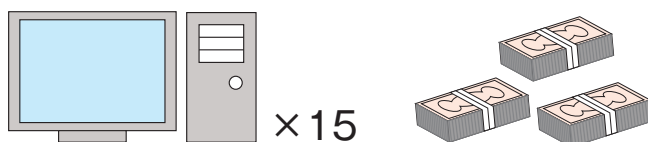
取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。

【制度の要件】

- ①資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ②資本金のない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④平成28年3月31日までに取得し、事業に使っていること

Example

当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



	損金算入できる金額
通常の減価償却	150万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差 額	150万円

（通常の減価償却）

$$20\text{万円} \times 0.5^* = 10\text{万円}$$

$$10\text{万円} \times 15\text{台} = 150\text{万円}$$

※平成24年4月1日以後に取得した定率法による償却率



11

中小企業投資促進税制

〈料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業（映画業を除く）は対象外〉
適用の対象については、最寄りの税務署でご確認ください。

【制度の内容】

（特別償却）

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

（税額控除）

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

* その事業年度の法人税額または所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成29年3月31日まで。

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	取得価額の合計が120万円以上のパソコン、試験機器 ^{※1} 。 または1台が120万円以上のデジタル複合機（インターネット接続）。	
	ソフトウェア	取得価額の合計が70万円以上 ^{※2}	
	車両	車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車	

※1 1台が30万円以上のものが対象となります。

※2 データベース管理ソフトウェア等でISO15408の認証を受けていないものは対象外です。

* 個人事業者は資本金の制限はありません。

【制度の要件】

- ① 青色申告法人の中小企業者等（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。
- ③ 特定生産性向上設備等に対する上乗せ措置があります。
くわしくは税務署にご確認ください。

欠損金の繰越控除

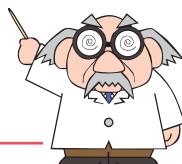
欠損金は、1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額です。欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後9年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

*繰越期間9年間については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

* 資本金1億円以下の中小法人以外は課税所得の80%が控除限度額となります。

【制度の要件】

- ①青色申告法人
②毎期確定申告を提出していること

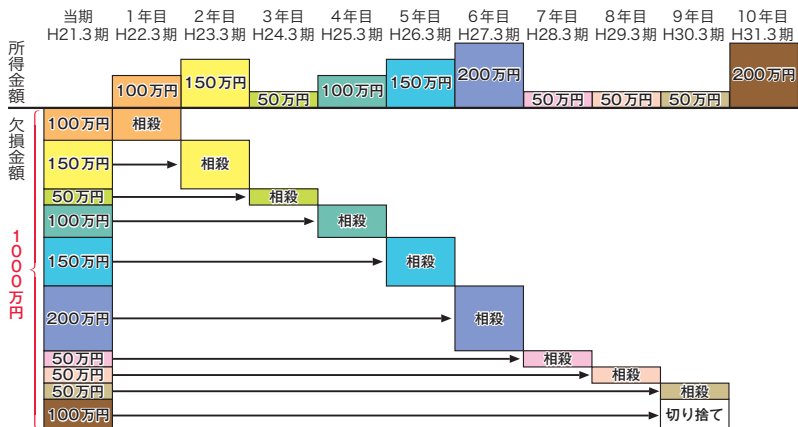


Example

A社はH21.3期に欠損金1,000万円が生じた。

H22.3期以降10年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。

この制度による課税所得は次のとおり。



	(所得金額)	(控除額)	(課税所得額)	
1年目 (H22.3期)	100万円	－	100万円	= 0円 欠損金残高 900万円
2年目 (H23.3期)	150万円	－	150万円	= 0円 欠損金残高 750万円
3年目 (H24.3期)	50万円	－	50万円	= 0円 欠損金残高 700万円
4年目 (H25.3期)	100万円	－	100万円	= 0円 欠損金残高 600万円
5年目 (H26.3期)	150万円	－	150万円	= 0円 欠損金残高 450万円
6年目 (H27.3期)	200万円	－	200万円	= 0円 欠損金残高 250万円
7年目 (H28.3期)	50万円	－	50万円	= 0円 欠損金残高 200万円
8年目 (H29.3期)	50万円	－	50万円	= 0円 欠損金残高 150万円
9年目 (H30.3期)	50万円	－	50万円	= 0円 欠損金残高 100万円
			→0円 (10年目以降は控除できないので切り捨て)	
10年目 (H31.3期)	200万円	－	0円	= 200万円 欠損金残高 0万円

13 欠損金の繰戻し還付

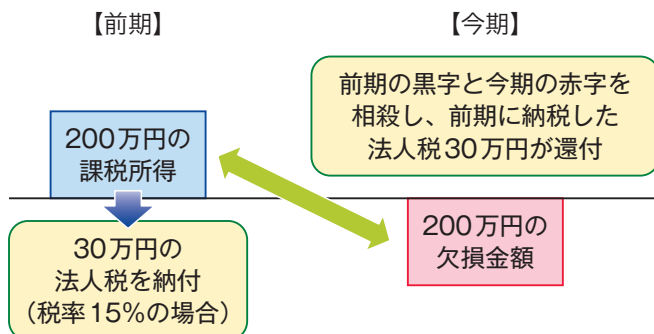
欠損金の繰戻し還付制度とは、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、その欠損金額を前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けられる仕組みです。つまり、前年度は黒字であった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができるということです。

【制度の要件】

12の要件および欠損事業年度において、期限内申告をしている中小法人

欠損金額が生じた場合の取扱い		
	繰越欠損金の控除	欠損金の繰戻し還付
内容	繰越欠損金として翌期以降9年間にわたって控除	前1年以内に開始した事業年度の所得金額に対する法人税額の還付
ポイント	将来の所得からの控除となるので、不確定要素がある	前年の納税額から還付されるので確実

【繰戻し還付の仕組み】



14

消費税とは

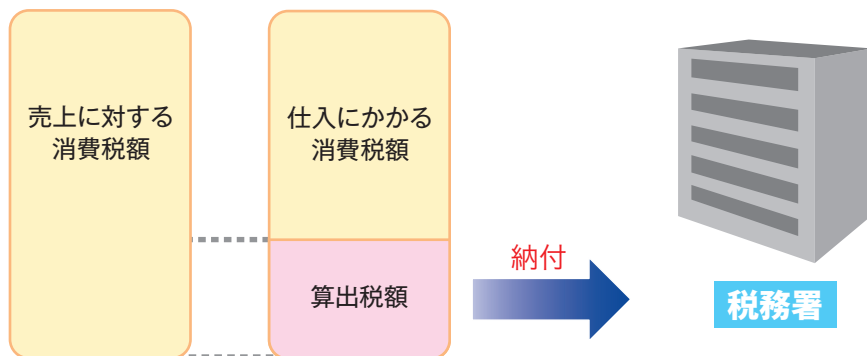
① 消費税の仕組み

消費税は、商品を買ったりサービスを受けたりしたときに、その対価を消費者が負担する間接税です。消費税の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられました。

ただし、すべての取引について一律に引き上げられるのではなく、契約の実態、対価の支払いの実態及び料金確定手続きの実態等を踏まえて、経過措置が設けられています。

消費税の税率	地方消費税の税率	消費税と地方消費税を合わせた税率
現行(平成26年4月1日施行) 6.3%	1.7% (消費税額の $\frac{17}{63}$)	8%

税の仕組みは、売上に対する消費税額から仕入にかかる消費税額を差し引いた額を納付することとされています。

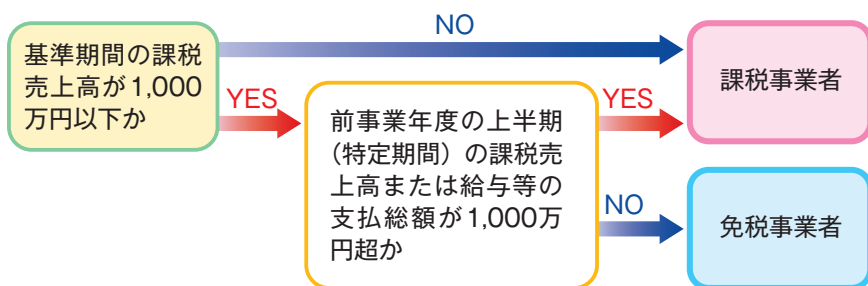


② 非課税取引等

以下の取引については、消費税はかかりません。

- ①土地の売買（借地権の設定等を含む）
- ②土地の賃貸借
（賃貸借期間が1ヵ月未満の場合および駐車場等は除かれる）
- ③住宅の賃貸借
- ④支払利子、保証料、保険料
- ⑤郵便切手
- ⑥商品券、プリペイドカード等の代価
- ⑦給与
- ⑧印紙代

③ 免税事業者



* 基準期間は、その事業年度の前々事業年度のことをいいます。

新設会社で資本金が1,000万円以上の会社の場合は、設立第1期目および第2期目は免税事業者にはなりません。

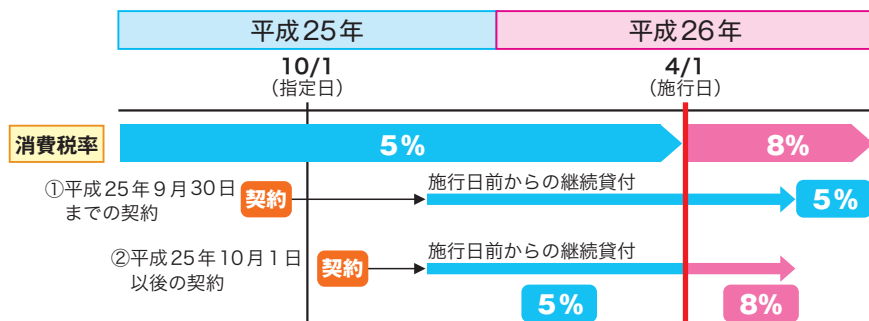
消費税率の引き上げに伴う経過措置

【例①】 事務所や建物の賃貸借契約についての経過措置

事務所や建物の賃貸借契約やリース契約については、平成25年9月30日までに契約した場合で、平成26年3月31日以前から引き続き、その賃貸借契約を行っていれば、平成26年4月1日以後であっても5%の税率が適用されます。

平成25年10月1日以後の契約については、平成26年3月31日までは5%の税率、平成26年4月1日以後は8%の税率で課税されます。

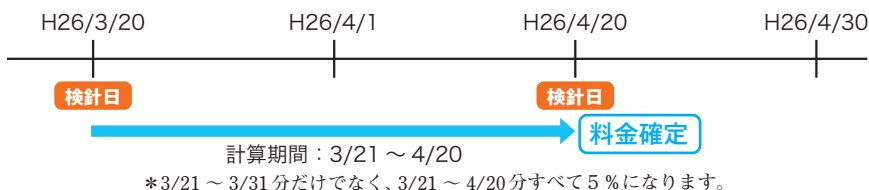
賃貸借契約にかかる消費税の経過措置



【例②】 電気・ガス等の料金についての経過措置

電気、ガス、水道、電話などの料金については、平成26年4月1日にまたがって使用される場合でも、平成26年4月30日までに検針などにより料金が確定するものについては、平成26年4月1日以後の部分も含めて5%の税率が適用されます。

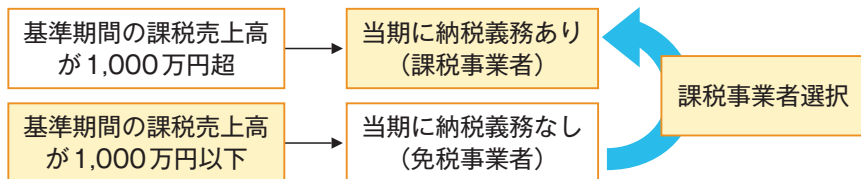
4月1日にまたがる電気料金の消費税



16 消費税の還付

【内容】

免税事業者は、選択により課税事業者になることができます。預かった消費税よりも支払った消費税が大きい場合には、消費税を還付（戻ってくる）することができます。



Example

「消費税課税事業者選択届出書」を提出

	前々事業年度	前事業年度	当期
	基準期間		
課税売上高	900万円	900万円	900万円…預かった消費税72万円
課税仕入高	800万円	800万円	1,500万円…支払った消費税120万円

本来は免税事業者

課税事業者になった

預かった消費税…900万円 × 8% = 72万円

支払った消費税…1,500万円 × 8% = 120万円

納付する消費税 = 預かった消費税72万円 - 支払った消費税120万円
= △48万円…還付される

【留意点】

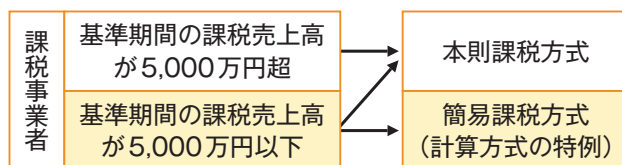
- ①課税事業者を選択すると、2年間、免税事業者には戻れません。
- ②2年経過後に免税事業者に戻る場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、免税事業者になりたい事業年度開始日の前日までです。

17

消費税の簡易課税方式

【内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときのほうが、消費税が安くなることがあります。



【計算方法】

納付する消費税＝預かった消費税－支払った消費税

＝課税売上に係る消費税－(課税売上に係る消費税×みなし仕入率)

＝課税売上高×8％－(課税売上高×8％×みなし仕入率)

みなし仕入率

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（飲食店業、その他の事業）	60%
第五種事業（金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業）	50%
第六種事業（不動産業）	40%※

※原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用

食肉販売店	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	中華料理店	第四種事業（60%）
食鳥肉販売店	第三種事業（70%）	社交業（スナック・バー）	第四種事業（60%）
冰雪販売業（氷屋）	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	料理店（料亭など）	第四種事業（60%）
めん類店（そば・うどん）	第四種事業（60%）	理容店	第五種事業（50%）
その他の飲食店 （食堂・レストランなど）	第四種事業（60%）	美容店	第五種事業（50%）
すし店	第四種事業（60%）	興行場、映画館	第五種事業（50%）
喫茶店	第四種事業（60%）	クリーニング店	第五種事業（50%）
		公衆浴場	第五種事業（50%）
		ホテル・旅館	第五種事業（50%）

* みなし仕入率は売上げごとに第一種事業から第六種事業に区分する必要がある。詳しくは最寄りの税務署でご確認ください。(例) ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第二種事業（小売業）になる。

* 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができる。



Example

そば屋Aでは、前々事業年度の課税売上高は4,500万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は4,500万円、課税仕入高は2,000万円だった。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。

「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出

	前々事業年度	前事業年度	当期
	基準期間		
課税売上高	4,500万円	4,500万円	4,500万円…預かった消費税360万円
課税仕入高	2,000万円	2,000万円	2,000万円…支払った消費税160万円

本来は本則課税方式
↓
簡易課税方式になった

1. 本則課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 8\% = 360\text{万円}$
 支払った消費税… $2,000\text{万円} \times 8\% = 160\text{万円}$
 $360\text{万円} - 160\text{万円} = \text{納付する消費税 } 200\text{万円}$

2. 簡易課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 8\% = 360\text{万円}$
 支払った消費税… $360\text{万円} \times \text{みなし仕入率 } 60\% = 216\text{万円}$
 $360\text{万円} - 216\text{万円} = \text{納付する消費税 } 144\text{万円}$

【留意点】

- ①簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
- ②2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。

18

改正相続税

相続税は、課税遺産総額（相続財産－基礎控除額）を法定相続人ごとに法定相続分で按分した価格に、超過累進税率を適用して計算します。平成27年1月1日以後、基礎控除額の計算方法が改正され、大幅に縮小されるため、これまで相続税に縁のなかった人も、課税対象になるケースが出てきます。

【相続税の算出方法】

- ①課税遺産総額（※）を、法定相続分で分けたとして、それぞれの法定相続人の取得価額に、個々の税率を掛け合わせ、その金額を合計したものが、相続税の総額となります。
- ②①の金額を、各人が取得した遺産の割合で按分します。
- ③各人の納付税額は、それぞれの事情に応じて、配偶者の税額軽減、未成年者控除などの相続税の加算・減算をした金額となります。

※本来の相続財産＋みなし取得財産＋3年以内贈与財産＋相続時精算課税適用財産－債務・葬式費用－基礎控除額

改正点①

基礎控除額が縮小

現行	改正後（平成27年1月1日以後）
5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数 （定額控除額）	3,000万円＋600万円×法定相続人の数 （定額控除額）

改正点②

税率区分を8段階に変更、最高税率を55%に引き上げ

各法定相続人の取得金額が2億円以下の場合は、改正後も税率は変わりませんが、取得金額が2億円を超えると、税率の引き上げと基礎控除の縮小が重なる場合もあり、負担が増える場合があります。

各法定相続人の取得金額	現行税率	控除額	改正後税率	控除額
2億円超～3億円以下	40%	1,700万円	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超～			55%	7,200万円

改正点③

宅地の評価額を8割減額する特例の限度面積拡大

特例の対象となる宅地等の適用面積の限度が、現行の240㎡から330㎡に拡大されます。また、80%減額の対象となる事業用宅地等（適用限度面積400㎡）と、この居住用の特例を合わせて適用する場合の限度面積も合計730㎡（現行400㎡）まで拡大されます。

改正点④

特定贈与者の年齢要件、受贈者の変更

相続時精算課税制度（※）の特定贈与者の年齢要件が、平成27年以降の贈与から、60歳以上（現行は、65歳以上）に改正され、受贈者に推定相続人でない20歳以上の孫が追加されました（現行は、20歳以上の推定相続人）。

※財産の贈与を相続による承継の前渡しとみる制度

19 固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※各市町村にご確認ください。

2. 固定資産税の軽減措置

(1) 公衆浴場

- ① 公衆浴場等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の $\frac{2}{3}$ 相当額が軽減されます。
- ② 高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が $\frac{1}{6}$ に軽減されます。

(2) 旅館・ホテル

- ① 固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数を45年（現行50年）に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

- ① 活性炭吸着式処理装置内蔵型のドライクリーニング機
- ② フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機の課税標準の特例措置については $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{2}{3}$ の範囲内において各市町村における条例（※）により課税標準を算出する制度（わがまち特例）により軽減されます（平成28年3月31日まで）。

※詳しくは各市町村にご確認ください。

20 生衛業に関する税制措置

◎公害防止用設備に係る特別償却

〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機または活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却が認められます（平成28年3月31日まで）。

◎共同利用施設に係る特別償却

〔法人税〕

出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却が認められます（平成27年3月31日まで）。

※具体例：訪問理美容バス、研修・人材提供拠点施設、共同購入車両、資材保管庫等



理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・寄席)



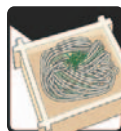
クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



旅館・ホテル



めん類店
(そば・うどん店)



氷雪販売業
(氷屋)



食肉販売店



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



すし店



食鳥肉販売店



喫茶店



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)